

(1) 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等の解体等作業を行う際の、作業の基準（大気汚染防止法で定める基準を「作業基準」、大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める基準を「作業実施基準」といいます。）と敷地境界基準が定められています。

これらの基準は、解体等の作業を行う施工者に遵守義務が課せられていますが、建築主（発注者）も施工者に対して、設計図書などの情報提供に努めるとともに、施工者と作業計画について十分、検討・調整のうえ、基準の遵守の妨げにならない内容（施工方法や工期、施工に要する費用など）で契約締結するよう配慮しなければなりません。（生活環境保全条例40条の13）

① 事前調査

建築物等の解体等作業を伴う工事の施工者は、事前調査（石綿含有建築材料の、①使用の有無、②種類、③種類別の使用面積、④種類別の使用箇所）を実施する必要があります。

なお、石綿が使用されているとみなして、石綿の飛散防止措置を講じ、解体等の作業を行う場合は、分析は省略できる場合があります。

*石綿の使用の有無の確認については、P11「5 石綿含有の有無の確認」参照

また、事前調査の結果等（施工者情報、石綿の使用の有無・種類、調査年月日）を、掲示板により、当該建築物等の敷地内の公衆の見やすい箇所に表示してください。

大気汚染防止法、生活環境保全条例では、以下の建築材料が規制の対象です。建築基準法と対象建材が異なるので注意が必要です。

- ・ 吹付け石綿
- ・ 石綿含有保温材
- ・ 石綿含有耐火被覆材
- ・ 石綿含有断熱材
- ・ 石綿含有成形板

※いずれも含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの

② 届出

○対象作業：吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有成形板*の除去等の作業

*作業に係る石綿含有成形板の使用面積が1,000㎡以上（表面が樹脂で被覆されたり、全体が樹脂で固形化されているものは、届出要件の判断において、使用面積に算入不要）の作業に限る。

○届出者：上記の作業を伴う工事の施工者（元請者）

○届出時期：作業の開始の14日前まで

○届出先：大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市で作業を行う場合はそれぞれの市、その他の場合は、大阪府(P37参照)

③ 作業の基準

○基準の遵守が必要な工事

次の解体等の作業を伴う工事の施工者は、「作業の基準」と「敷地境界基準」の遵守が必要となります。また、届出が不要な場合でも、作業の基準や敷地境界基準が適用される場合がありますので、注意してください。

○当該建築物等に吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている場合

○当該建築物等に石綿含有成形板が使用されている場合

(専ら人の居住の用に供する延床面積300㎡未満の建築物(耐火・準耐火建築物を除く)の解体等作業を除く。)

作業の種類ごとの基準

作業の種類	掲示板の設置	石綿の飛散防止措置	排水の処理
①吹付け石綿等を使用している建築物等の解体作業 (②③を除く)	敷地内で公衆の見やすい場所に、作業内容(施工者の氏名、作業の期間・工程、石綿飛散防止措置、石綿の濃度の測定計画等)を記載した掲示板を設置* (掲示板の表示例は次のページ参照)	作業場所の隔離・前室の設置 負圧の維持 高性能集じん・排気装置の設置及びその良好な運転管理 薬液等による湿潤化 除去後の石綿飛散防止	石綿を含む水を作業場の外へ排出する際の適切な措置の実施
②石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去作業 (掻き落とし、切断又は破碎以外の方法による場合)		除去部分周辺の部分養生 薬液等による湿潤化 除去後の石綿飛散防止	
③吹付け石綿等を使用している建築物等で人が立ち入ることが危険な場合等、解体にあたってあらかじめ吹付け石綿等を除去することが困難な場合		散水	
④吹付け石綿等を使用している建築物等の改造又は補修作業		囲い込み・封じ込めを行う場合 ⇒劣化箇所・下地との接着不良箇所の吹付け石綿等の除去 除去を行う場合 ⇒解体作業の場合と同様の措置の実施	
⑤石綿含有成形板を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		石綿飛散防止幕の設置 原則手作業による撤去 散水設備の設置 除去成形板の作業場内での切断時における集じん装置を備えた切断機の使用 除去成形板の破碎の回避	

*この表で「吹付け石綿等」とは、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をいいます。

(作業内容の掲示例)

- ・ 必要な事項が記載されていれば様式は問いません(市販品の活用も可能です)。
- ・ 事前調査結果の表示と兼ねて掲示することも可能です。

(作業内容の掲示例① 市販品の活用)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。	
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要:	平成 年 月 日(表示日) 施工事業者名: _____ 連絡先: _____ 現場責任者氏名: _____
を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育: _____ の実施した講習(平成 年 月受講)	

60cm以上

40cm以上

(作業内容の掲示例② 事前調査結果の表示兼用)

事前調査の結果及び建築物の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ			
大気汚染防止法施工規則第16条の4第1号により、建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3の規定により、石綿含有建築材料の有無を調査した結果、当該建築物には、石綿が使用されていました。			
特定建築材料の有無を調査した日		使用している特定建築材料	
特定粉じん排出等作業を行う期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日		石綿作業主任者の氏名 (石綿障害予防規則第19条の規定により選任されたものをいう。)	
特定粉じん排出等作業の工程			
石綿の飛散防止対策			
敷地の境界線における石綿濃度の測定計画			
届出年月日、届出先及び受理番号 (届出を要しない場合は、その旨)	大阪府生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止法	
特定排出等工事を施工する者の氏名: (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	特定粉じん排出等作業を請け負った者の氏名: (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	現場責任者	
住所・連絡場所(連絡先):	住所・連絡場所(連絡先):	連絡場所(連絡先):	

60cm以上

40cm以上

④ 敷地境界基準

- 作業を行う建築物等の敷地の境界線における石綿の濃度の基準(敷地境界基準)は「大気1リットル当たり10本以下」です。
- 施工者は、作業の基準に従った作業を行うことにより、敷地境界基準を遵守してください。

⑤ 石綿の濃度の測定・記録の方法

- 石綿の濃度の測定法
ろ紙(有効ろ過面の直径35mm)上に捕集(10L/minで4時間通気)し、位相差顕微鏡により計数する方法(平成元年環境庁告示第93号)